

使用開始日 2013.12.02

日本債券戦略ファンド

追加型投信／国内／債券

愛称：
えん さい
円彩

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行う日本債券戦略ファンドの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年11月15日に関東財務局長に提出しており、平成25年12月1日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの投資信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	債券	その他資産 (投資信託証券(債券一般))	年2回	日本	ファミリーファンド

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

■ 委託会社〔ファンドの運用の指図を行う者〕

アムンディ・ジャパン株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設立年月日：1971年11月22日

資本金：12億円(2013年9月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額：

1兆5,925億円(2013年9月末現在)

■ 受託会社〔ファンドの財産の保管および管理を行う者〕

野村信託銀行株式会社

■ <ファンドに関する照会先>

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

●ファンドの目的

この投資信託は、安定した収益の確保および投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

●ファンドの特色

1 マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の公社債※に投資します。

※国債、地方債、社債等(金融債、アセットバック証券(ABS)を含みます)をいいます。

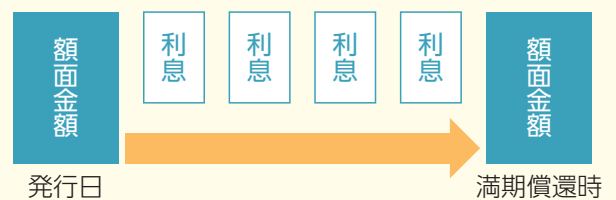
ABS:債権や不動産等の資産を裏付けとして発行される証券

- ・マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
なお、わが国の公社債に直接投資することがあります。

【ご参考】

公社債とは、国、地方公共団体、企業などが投資者から資金を調達することを目的として発行する債券です。国が発行する債券を国債、企業が発行する債券を社債といいます。一般に、債券は定期的に利息を受取ることができ、満期償還時に額面金額が戻ります。

【イメージ図】



2 公社債への投資については、国債運用戦略と社債運用戦略との組合せにより安定した収益の確保をめざします。

- ・社債については、組入時において原則としてR&I、JCR、Moody's、S&Pのいずれかの格付機関からA格相当以上の格付を取得している銘柄に投資し、信用リスクの低減を図ります。
- ・国債運用戦略と社債運用戦略を組合せることで、金利環境の変化に応じた最適なポートフォリオ構築をめざします。

3 原則として、年2回(6月と12月の各3日)決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行うことをめざします。

4 マザーファンドにかかる運用指図の権限は、委託会社であるアムンディ・ジャパンの運用本部の監理の下に、株式会社りそな銀行に委託します。

株式会社りそな銀行は、銀行法、金融商品取引法、その他の関連する法令等を遵守して、マザーファンドの運用を行います。なお、運用にあたっては、融資業務などの銀行業務で得た情報を利用しません。

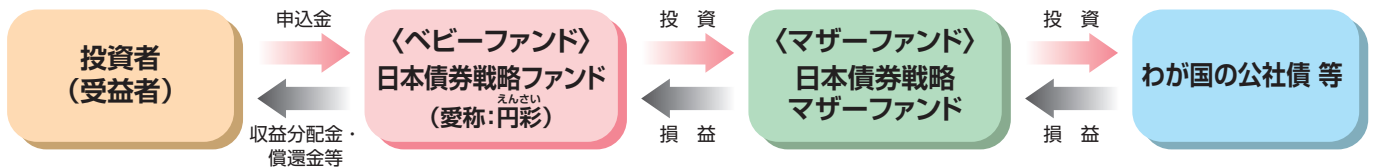
◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●ファンドのしくみ

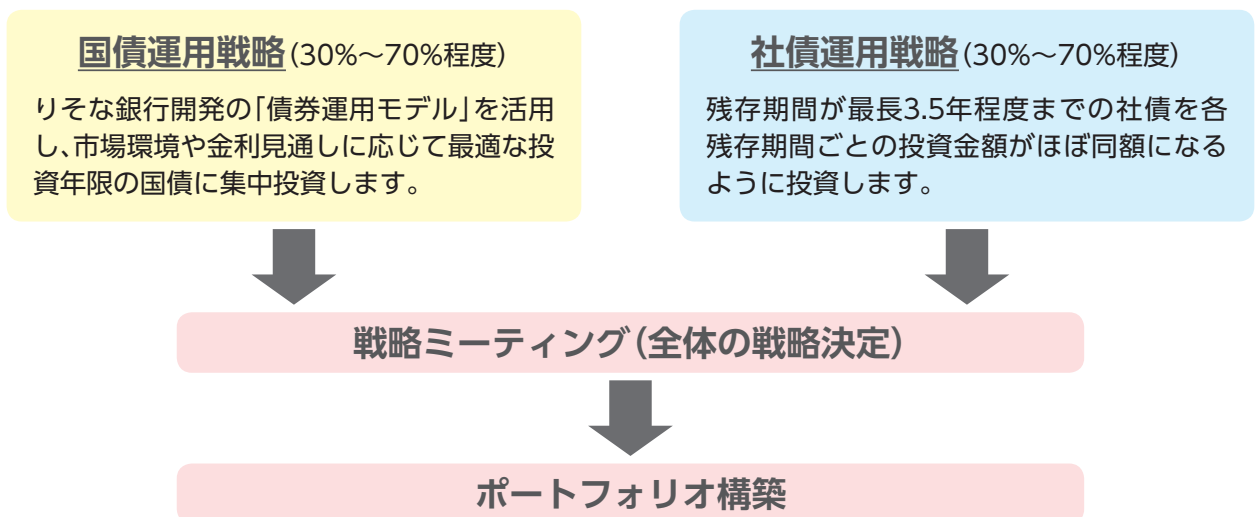
ファミリーファンド方式※で運用を行います。

※ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

【イメージ図】



●マザーファンドの運用プロセス



* 運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

●主な投資制限

- 原則として、株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

●分配方針

毎決算時(原則として毎年6月3日および12月3日。休業日の場合は翌営業日とします)に、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。第1期決算日は平成26年6月3日とします。

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 収益の分配に充てず投資信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の公社債など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 金利変動リスク	債券は、一般的に金利変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資しますので、金利変動によりファンドの基準価額も変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。ファンドが実質的に投資する債券の価格が下落した場合には、 <u>ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。</u> また、償還までの期間が長い債券ほど金利変動に対する債券の価格の感応度が高く、金利が上昇した場合に債券価格の下落幅は大きくなる傾向があります。
② 信用リスク	ファンドが実質的に投資する債券の発行体の財政状況、財務状況等が悪化した場合またそれが予想された場合、もしくはこれらに関する外部評価の変化を含む信用状況の悪化等の影響により、債券の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。その結果、 <u>ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。</u>
③ 流動性リスク	有価証券等を売却または取得する場合に市場に十分な流動性がない場合においては、市場実勢から期待される価格で売買できず、不測の損失を被るおそれがあります。その場合、 <u>ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。</u>

●その他の留意点

●ファンドの繰上償還

ファンドは、投資信託財産の純資産総額が10億円を下回った場合等には、信託を終了させることができます。

●収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

●リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

運用実績

ファンドは平成25年12月27日より運用を開始する予定であり、同日まで運用実績はありません。

- 基準価額の推移・純資産の推移

該当事項はありません。

- 分配の推移

該当事項はありません。

- 主要な資産の状況

該当事項はありません。

- 年間収益率の推移

該当事項はありません。

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

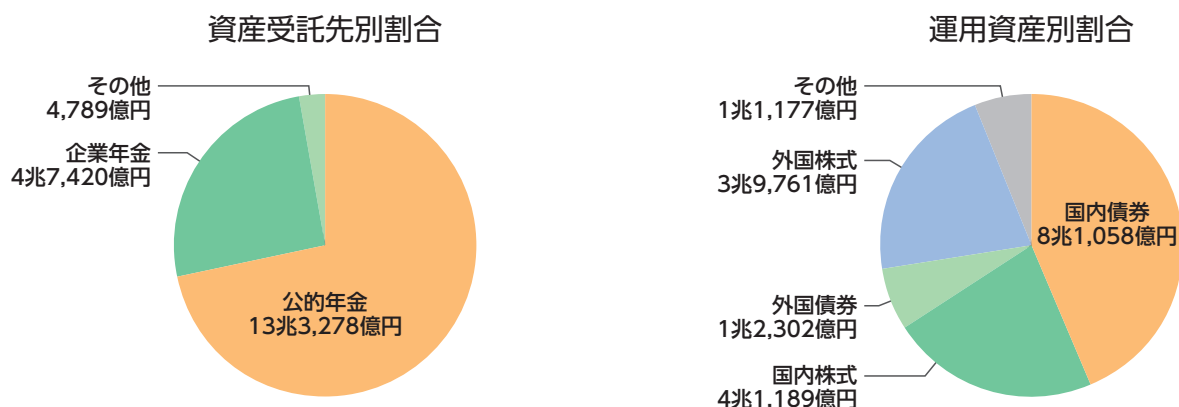
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

マザーファンドの運用指図の権限の委託先である株式会社りそな銀行のご紹介

株式会社りそな銀行の資産運用部門について

■りそな銀行の受託資産運用

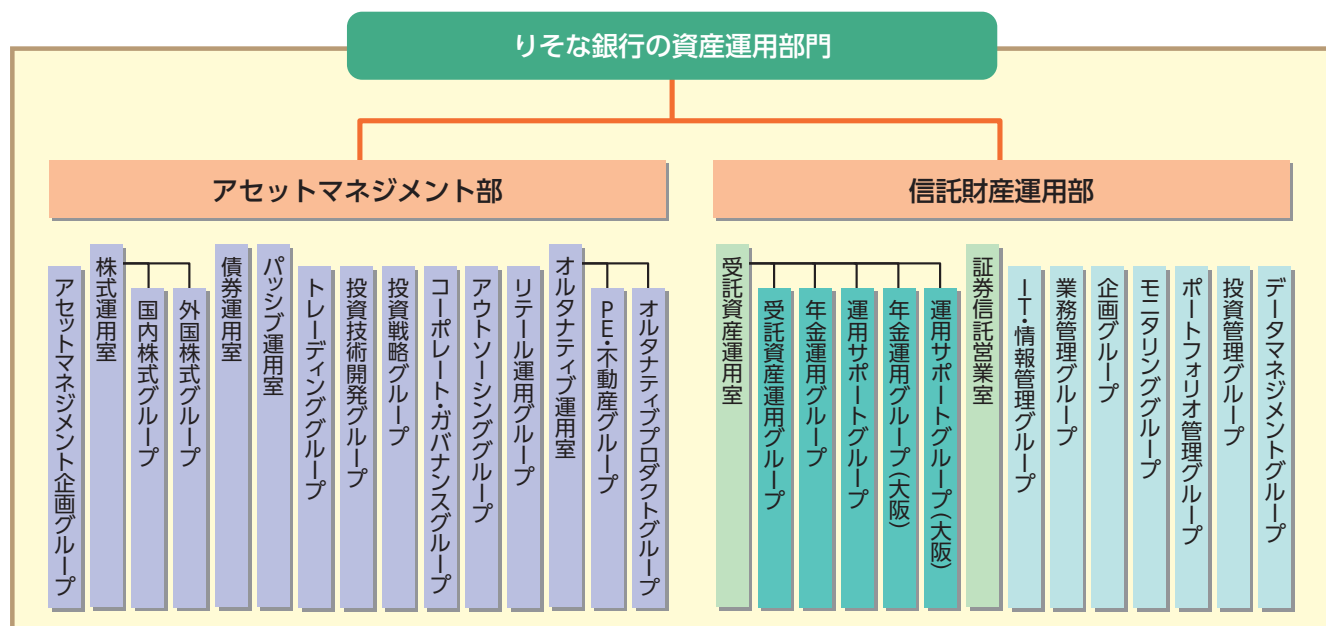
りそな銀行の運用部門は、1962年の設立以来約50年の歴史を持ち、その運用資産残高は18兆5,487億円にものぼります。りそな銀行運用部門の中核的な存在である国内債券運用は、8兆1,058億円の受託資産を運用しています。



■りそな銀行の運用体制

りそな銀行では約190名が運用部門に携わっています。

■りそな銀行の運用組織



*上記は、2013年9月末現在の情報に基づきます。今後予告なく変更されることがあります。

手続・手数料等

●お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
購 入 価 額	当初申込期間：1口当たり1円とします。 継続申込期間：購入申込受付日の基準価額とします。
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
換 金 価 額	換金申込受付日の基準価額とします。
換 金 代 金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として毎営業日の午後3時*までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購 入 の 申 込 期 間	当初申込期間：平成25年12月2日から平成25年12月26日までとします。 継続申込期間：平成25年12月27日から平成27年3月3日までとします。 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信 託 期 間	平成35年12月4日までとします。(設定日：平成25年12月27日)
繰 上 償 還	委託会社は、投資信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合または信託を終了させることが投資者のために有利であると認めたとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決 算 日	年2回決算、原則毎年6月3日および12月3日です。休業日の場合は翌営業日とします。 第1期決算日は、平成26年6月3日です。
収 益 分 配	年2回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 収益分配金の「再投資」を選択した場合、税引後無手数料で再投資されます。
信 託 金 の 限 度 額	1兆円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年6月、12月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けいたします。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。(平成26年1月1日以降) 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

●ファンドの費用・税金

ファンドの費用

＜投資者が直接的に負担する費用＞

購入時手数料	購入申込受付日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は 1.05%*(税抜1.0%) です。詳しくは販売会社にお問合せください。 ※消費税率が8%になった場合は、1.08%となります。
信託財産留保額	ありません。

＜投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用＞

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し信託報酬率 ^{*1} (年率0.8925%^{*2}(税抜0.85%))以内)を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて、毎日、費用計上されます。 ※1 毎計算期間開始日の前月末における新発10年国債の利回り(日本相互証券株式会社が発表する終値)に応じて、当該計算期間開始日より計算期間末日まで以下の通りとします。 ※2 消費税率が8%になった場合は、0.918%となります。 【信託報酬率(年率)およびその配分】(税抜)			
	新発10年国債利回り	信託報酬率	委託会社	販売会社
	3%未満の場合	0.4200%	0.2700% 内マザーファンド再委託報酬 0.1500%	0.1300%
	3%以上4%未満の場合	0.5300%	0.3475% 内マザーファンド再委託報酬 0.1875%	0.1625%
	4%以上5%未満の場合	0.7300%	0.4825% 内マザーファンド再委託報酬 0.2625%	0.2275%
その他の費用・手数料	5%以上の場合	0.8500%	0.5600% 内マザーファンド再委託報酬 0.2800%	0.2700%
	* 委託会社の信託報酬から、マザーファンドの運用指図の権限の委託先である株式会社りそな銀行に対して、純資産総額に上記料率を乗じて得た金額が支払われます。 〔支払方法〕 毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁するものとします。 ◆上記の運用管理費用(信託報酬)は、本書作成日現在のものです。			
	投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(特定資産の価格等の調査に要する諸費用、監査費用、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等、および当該費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます)、受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。 また、有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用がかかります。 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。			
	◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。			

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10.147%

- ◆上記税率は平成25年12月31日まで適用されるものであり、平成26年1月1日以降、20.315%となる予定です。
- ◆少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。